

広島県告示第千二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和五年十一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アプコセンター薬局	尾道市久保一丁目一番一七号	令和五年一〇月一日
栗原調剤薬局	尾道市栗原西二丁目九番一二号	令和五年九月三〇日
サトミ薬局	府中市府中町一四番地二〇	令和五年九月三〇日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七番地一八	令和五年九月二〇日
山本内科医院	東広島市西条町寺家字後谷三三二二八番地二	令和五年一〇月四日
かじわら内科循環器科	東広島市西条町田口二七二一番地二	令和五年九月三〇日
のぎき歯科医院	東広島市西条中央六丁目一二番一六号	令和五年九月三〇日
山根クリニック	廿日市市宮内一五二八番地一〇	令和五年九月三〇日
にしだ歯科クリニック	廿日市市平良山手一一番八号一〇一	令和五年九月三〇日
パール薬局 吉田店	安芸高田市吉田町山手六五五番地四	令和五年九月三〇日
ウォンツ薬局マツダ病院前店	安芸郡府中町青崎南三番地二八	令和五年九月一五日